

J R 東海労働組合関西地「申」第13号  
2014年9月24日

東海旅客鉄道株式会社  
新幹線鉄道事業本部関西支社  
支社長 田中 守 殿

J R 東海労働組合新幹線関西地方本部  
執行委員長 小林 國博

「鳥飼車両基地における井戸掘削計画」に関する申し入れ

9月11日付けの新聞報道によると9月10日鳥飼車両基地における井戸掘削計画について、大阪府へ工業用水法に基づく事前協議書を提出したとのことである。しかし、地下水のくみ上げは過去に基地周辺及び基地内において地盤沈下が発生した結果、1977年に摂津市と「環境保全協定書」が締結され、地下水のくみ上げは中止されていた経緯がある。摂津市は、「協定違反」であり訴訟も検討するとの報道がなされている。

今回、「茨木市区域で掘削するから摂津市との協定は適用されない」との会社の見解であるが、摂津市との協定が一方的に無視されている。また、鳥飼車両基地内において掘削作業が始まれば周辺で働く関係社員にも安全上問題があると考えます。

よって、下記の通り申し入れるので早急に労使協議の場を設定すること。

記

1. 鳥飼車両基地における地下水採取用の井戸掘削の計画を全て明らかにすること。
2. 会社は摂津市と1977年に「環境保全協定書」を締結し、1999年に更新しているが、協定内容など詳細を全て明らかにすること。
3. 摂津市と「環境保全協定書」を締結しているにも関わらず、掘削する計画に至った理由を明らかにすること。
4. 茨木市区域において掘削する計画であるが、鳥飼車両基地内での掘削工事箇所などの詳細を明らかにすること。
5. 過去に地下水をくみ上げた結果、基地周辺及び基地内において地盤沈下が発生した経緯と会社の見解を明らかにすること。
6. 摂津市と茨木市の区域に関わらず、地下水の水脈はつながっていると考えるが、会社の見解を明らかにすること。
7. 摂津市との協定があるにも関わらず、地域住民に一切説明もなく計画されたことは地域密着・住民を無視した計画であると考えます。会社の考えを明らかにすること。
8. 摂津市は「協定違反」との主張をしているが、摂津市からの申し入れ内容や苦情など、地元自治体との関係について経過と会社の見解を明らかにすること。
9. 鳥飼車両基地の周辺での工事となると、基地内で従事する関係社員等の安全に影響がある。関係社員の安全を図るために、掘削計画を社員に明らかにすること。

以上